３　長　社　号　外
令和３年１２月２７日

各介護サービス事業所・施設等　代表者　様

長崎県長寿社会課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、一時的に落ち着きを取り戻していたところですが、オミクロン株による感染再拡大の懸念もあり、未だ予断を許さない状況が続いています。

貴事業所等におかれましても、強い危機感を持って、感染防止に努めていただいていることと思いますが、年末年始を迎えるにあたり、改めて、感染防止対策をより一層徹底いただきますようお願いいたします。

特に職員や利用者に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があった場合の対応について、下記のとおりお示しますので、これらを踏まえた対応をお願いいたします。

併せて、介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について、改めてお知らせいたします。ご希望の事業者様におかれましては、厚生労働省のホームページをご確認の上、お申込みください。

記

１．職員に症状がある場合
①出勤を行わない。
②主治医やかかりつけ医に事前に電話連絡した上で受診する。
③主治医やかかりつけ医での相談・受診ができない場合は、「受診・相談センター」に電話連絡し、医療機関の紹介を受け受診する。

２．利用者（入所者）に症状がある場合
①主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に受診する。
※可能な限り①で対応できるよう、事前にかかりつけ医等にご相談願います。
②かかりつけ医等での相談や受診ができない場合には、「受診・相談センター」に電話連絡し、医療機関の紹介を受け受診する。（※これまで通り、受診する際には職員又はご家族の協力等により、医療機関への搬送等をお願いします。）
③上記で対応できない場合は、管轄の保健所へ相談。

＜連絡先等＞
〇受診・相談センター　0120－409－745（土日祝日含む 24 時間対応）
〇管轄保健所　「長崎県内の保健所と管轄区域」で検索

３．介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

〇厚生労働省 HP「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」
申込様式、申込先、問い合わせ先等が掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

※布製マスクの配布希望がある場合は、各介護施設等において提出様式ファイルを厚生労働省ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、専用メールにてお申し出ください。

※申出期間は令和４年１月 14 日（金）です。

＜布製マスクの配布に関する電話相談窓口＞
０１２０－８２９－１７８（９～１８時：土日祝日も実施）
※電話が集中し、つながりにくい場合があります。